

知事メッセージ
(議会と執行部の関係改革について)

今、福岡県では、県の執行部と県議会を取り巻く仕組みや慣行の見直しを進めております。

その中で、決して揺らいではない原則があります。

県政で最優先されるべきものは、誰かの地位でも、権限でも、影響力でもありません。

県民の皆様全体の利益であります。

この原則を、具体的なルールと仕組みにしていきます。

今回は、県執行部と県議会の関係が形づくられた背景、関係改革の必要性和県民の皆様にとっての意味、そして、改革の全体像と現在地を示す「改革の地図」についてお伝えいたします。

【県と議会は上下関係があるの？】

- 県議会は、県民の皆様から選ばれた議員で構成され、執行部の施策や予算を審議し、県執行部は県の方針を定め、政策を立案・実行する。

役割は異なりますが、どちらも県民の皆様の利益のためにあるものであります。

それぞれ独立した存在であり、そこに上下関係はございません。

しかし、今回、「部課長会」による政治資金パーティー券の購入補助、質問情報の不適切な事前提供、質問原稿を職員が作成するなど、さまざまな問題が明らかになりました。

これらは県議会への過度な配慮だと認めざるを得ないものであります。

【なぜ、県議会への過度な配慮が始まったの？】

- その背景は、およそ 40 年前にまで遡ります。

当時の知事を支える会派が議会で少数だったことなどから、執行部からの議案や予算案の審議・成立が、困難を極める時期がございました。

議案や予算が成立しなければ、政策を前に進めることはできず、県民生活への影響が及びます。

このため、当時の県執行部に「議会との関係を円滑にしなければ」という強い焦りが生まれ、へりくだった態度で県議への説明や調整を重ねるようになったと捉えております。

長い年月の中で、その一部が本来の目的から離れ、過度な配慮や慣行として残り、「上下関係」のような意識も根付いてしまいました。

それが今も県民の皆様のためになっているのか。今、改めて一つひとつ問い直しております。

【知事も、議会に過度な配慮をしていたの？】

- 知事が提案する議案や予算案が成立しなければ、県民の皆様の生活や地域の事業に影響が及びます。

それは、県政を担う者として何としても避けたいことであります。

私自身、県職員として長く県政に携わり、知事となってからも、議会との関係を円滑にすることは重要だと考えてまいりました。

しかし、円滑さに意識が向くあまり、「県民の皆様から見たときに、これは本当に納得できることなのか」という視点が不十分だったのではないかと。

県民の皆様から見て疑問を持たれるような慣行まで、「長年続いてきたもの」として受け入れてしまっていたのではないかと。

もっと厳しい視点を持つべきだったのではないかと自らを省みております。

【現時点ですでに変えたものは何があるの？】

- 例えば、議員を「先生」ではなく、役職名で呼ぶよう職員に呼びかけております。

また、委員会前の挨拶回り、入退室時の起立やお辞儀、過度な出迎え・見送りなど、儀礼的な慣行も見直しております。

一つひとつは、小さなことに見えるかもしれませんが。

しかし、長いあいだ根づいてきた意識を変え、行動を変え、組織の関係を変えるためには、こうした積み重ねが必要であります。

【これから変えることは何があるの？】

①職員を不当な要求などから守る条例案の提案】

- これから進めるのは大きく二つあります。

職員を不当な要求などから守る条例案と、県職員自身の襟を正す倫理規則の改正であります。

- 先月、県庁職員に匿名アンケートを実施いたしましたところ、所属長以上の職員の約半数が、国、県、市町村の議員や事業者などから、地位や影響力を背景とした不当な要求や威圧的な言動を受けた、または見聞きしたと回答いたしました。

行為の具体例としては、発注予定金額の事前提供、補助金採択における便宜を求める働きかけ、人格を否定する暴言、深夜・休日の連絡、議員らの広報紙の原稿執筆、公務と関係のない懇親会への参加強要などが挙げられています。

個別事案の事実認定を行ったものではありませんが、こうした行為が近年も続いている可能性と、職員を組織として守る仕組みの必要性を示す結果となっております。

- この実態を踏まえ、9月定例県議会に、「福岡県職員に対する優位な地位または影響力を利用した不当な要求等の防止に関する条例案」を提案いたします。

この条例で守りたいのは、職員個人だけではありません。

職員は県民の皆様のために仕事をする存在であります。

職員が、「県民の皆様全体の利益にかなうか」を基準に判断し、仕事ができる環境を守る。

職員を守る盾は、同時に、県民の皆様全体の利益を守る盾になると考えております。

そのための実効性ある制度にしていまいります。

【これから変えることは何があるの？】

②職員倫理規則の改正】

- 二つ目に、職員倫理規則を改正します。

県民の皆様から信頼される県政であるためには、私たち職員自身も襟を正さなければなりません。

公務員としての公正さを疑われる行動をとらないことを定めた職員倫理規則を改正いたします。

この中には、質問情報の不適切な事前提供や、県議の質問原稿の作成に職員が関与することを禁止する旨を明記いたします。

職員を守る仕組みと、職員が自らを律する仕組みの両面から、制度を整えてまいります。

【それは、県民にとってどんな意味があるのか？】

- 職員を守るための条例や職員の倫理規則と聞くと、県民の皆様には関係ない、と思われるかもしれません。

しかし、職員を不当な圧力から守ることは、職員の時間と力が、本当に必要な県民の皆様のための仕事に使われることを守ることでもあります。

また、行政の判断が、特定の地位や影響力によって曲げられることなく、法令や事実に基づいて公平・公正に行われることを守ることでもあります。

特別な地位やつながりがなくても、一人ひとりの声が公平に扱われ、誰もが公平に行政サービスを受けられる県政にする。そのための条例であります。

【これからについて】

- ここまでご説明いたしました関係改革は、県政改革全体の一つです。
ワンヘルス施策や海外活動など問題が複数に及びますため、改革の全体像がわかりにくくなっているのではないかと思います。

そこで、改革の全体像と現在地を「改革の地図」として整理し、県のホームページに掲載いたしております。。

実施したこと、取り組んでいること、検証していること、次に取り組むことを明らかにし、進捗に応じて更新してまいります。

これは、成果を誇示するためではなく、県民の皆様に進捗を確認していただくためのものです。ぜひ、ご覧ください。

○ 県政改革は、検討から実行の段階へ進んでいます。

大切なのは、制度を機能させ、県庁の意識と行動を変え、結果を示すことです。

具体的な制度と行動によって、県民の皆様全体の利益を最優先にする県政へ、ここから変えてまいります。